

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香川県知事から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月28日

香川県監査委員 木下典幸  
 同 武田宏之  
 同 十河直  
 同 里石明敏

1 監査対象年度 令和4年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
公益財団法人吉野川水資源地域対策基金	指導注意事項	令和4年度吉野川水源地域対策基金交付金について、事業者からの請求書を受理する前に支出しているものがあった。	今後は交付金について、事業者からの請求書受領後に支出するように徹底する。
瀬戸内国際芸術祭実行委員会	指摘	業務委託契約書について、不適切な方法で契約金額を修正しているものがあった。	契約金額等の契約に関する重要事項については、訂正によらず、契約書を作り直さなければいけないことを含め、適切に契約事務を行うよう職員に直ちに周知徹底した。
	検討指示	毎年度の事業及び財務に関する情報について、県が定める「外郭団体の運営等の指導に関する指針」を参考にして、一層の情報公開に向けて検討する必要がある。	現在、毎年度末の実行委員会総会資料により、当該年度の事業報告、次年度の事業計画及び収支予算について公開しているところであるが、令和5年度決算から、より詳細な決算関係書類（貸借対照表、収支計算書等）を芸術祭公式ウェブサイト内に掲載する。
		瀬戸内国際芸術祭の開催後に余剰金が生じた場合、関係者と情報共有した上で、その後の対応について検討する必要がある。	芸術祭2025取組方針に、芸術祭2025終了後の余剰金見込額は令和8年度以降の作品維持管理に充てることを明確に記載して、令和6年3月26日の実行委員会総会で承認を得た。
学校法人瀬戸内学院	指導注意事項	収納された金銭の預け入れが、大幅に遅延しているものが散見された。金銭の預け入れについて、経理規程と運用の整合性を図られるよう検討されたい。	収納金銭の預け入れについては、庶務担当者が金銭を受領後速やかに金融機関に預け入れるよう努めており、また、経理規程と運用の整合性を図るため、令和6年3月

			の理事会において経理規程を改正した。
公益財団法人かがわ水と緑の財団	指導注意事項	消耗品費の支出について、意思決定をする前に資金前渡の手続を行っていた。(香川県公渕森林公園)	今後、不適切な会計処理とならないよう、物品購入時には、まず文書での購入の意思決定を経たうえで、資金前渡手続きを行うこととする。 併せて、今回の事案を職員間で共有し、適切な会計処理を徹底するよう周知した。
公益財団法人下水道公社	指導注意事項	定款の変更について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく行政庁への届出をしていなかった。	直ちに定款変更届出書を県に提出した。 今後、定款の変更があったときは、遅滞なく、その旨を県に届ける。